

報告事項2

平成24年8月25日以降における教職員の懲戒処分の状況について

平成24年8月25日以降における教職員の懲戒処分の状況について、報告する。

平成25年1月16日

<参考>

[趣旨]

平成24年8月25日以降において、教育長が専決した教職員の懲戒処分の状況について、委員会に報告する件。

[根拠規定]

地方公務員法

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

大阪府教育委員会事務決裁規則

(専決した事項等の報告)

第7条 教育長、教育監、教育次長、室長又は課長が専決した事項中必要と認められるものは、速やかに委員会の会議において報告しなければならない。

平成24年度2学期における懲戒処分の状況について

1. 報告期間

平成24年8月25日～本日現在（平成25年1月16日）

2. 処分件数

・府立高校 7件、支援学校 3件、小中学校 5件の計15件

3. 概要（資料参照）

○一般服務関係は8件

・生徒への体罰に関する事案が昨年同期比で大幅に増加

体罰 23年度：3件 ⇒ 24年度：7件

・府立支援学校事務職員による公務用パソコンでの職務と関連のないインターネットサイト閲覧・私的メールの送受信事案が発生

（府立支援学校：男性事務職員（58歳））『停職3月』

公務用パソコンで、勤務時間内及び勤務時間外に職務と関連のないインターネットサイトを閲覧したり、職務と関連のない私的な電子メールの送受信を繰り返した。

○公金公物関係は3件

・府立支援学校教諭等による通勤手当の不正受給事案

（府立支援学校：女性教諭（49歳））『減給1月』

電車とバスを利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、自家用自動車による通勤を常態化させ、通勤手当を不正に受給した。

（府立支援学校：女性講師（47歳））『減給1月』

自転車と電車を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、バイクによる通勤を常態化させ、通勤手当を不正に受給した。

・府立高等学校教諭による通勤手当の不正受給事案

（府立高等学校：女性教諭（30歳））『減給1月』

自宅から最寄りの私鉄電車の駅まで、バスを利用するとして通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、家族の運転する自家用自動車での通勤を常態化させ、通勤手当を不正に受給した。

○公務外非行は3件

・公務外非行は刑事事件化されたもの等重大な非行事案が3件

◆窃盗

（府立高等学校：男性教諭50歳）『懲戒免職』

校内で同僚教員等10名の財布から金銭を窃取する行為を繰り返した。

◆住居侵入

（市立小学校：男性教諭（33歳））『減給3月』

正当な理由なく他人の敷地内に侵入し、現行犯逮捕された後、刑法第130条に規定する住居侵入で略式起訴され、罰金10万円の略式命令を受けた。

◆大麻取締法違反等

（府立高等学校：男性講師（25歳））『懲戒免職』

自宅において、大麻草約0.568グラムを所持していたことから、大麻取締法違反の容疑で現行犯逮捕され、同法違反（大麻の所持）で起訴された。

また、バス及び電車を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、バスで認定された区間について、自家用自動車による方法等で通勤することを常態化させ、通勤手当を不正に受給した。

○交通法規違反は1件

・市立小学校教諭による酒気帯び運転事案

(市立小学校：男性教諭(26歳))『停職6月』

飲食店で飲酒した後、帰宅後に自宅でも飲酒し、友人の原動機付自転車を運転していたところ、路上で警察官から職務質問を受けた際、呼気検査を受け、呼気1リットルあたり0.4ミリigramのアルコールが検出され、酒気帯び運転で検挙された。その後、略式裁判で酒気帯び運転の容疑を認め、罰金30万円の刑事罰に処せられた。

4. 府教委の取り組み

○ 冬季休業期間開始前に綱紀保持全般に関する通達を发出

◆平成24年12月7日付け教委職人第2759号

- ・本通達では、厳正な服務規律の確保を図るため、教職員に周知徹底すべき事項について記載しているほか、平成24年7月6日から11月30日に発生した懲戒処分事案を掲載し、写しの配付等により本通達の内容を所属全教職員に周知徹底し、再発の防止の注意喚起をするよう指示・助言
- ・体罰、セクハラ、個人情報紛失などの発生防止を指示
- ・年末年始を控え、飲酒運転の禁止について強調

○ 府立学校長研修等における体罰事案等不祥事防止の注意喚起

- ・体罰事案等の不祥事案が大幅に増加していることから、府立学校長研修(H24.11.6)及び市町村人事担当者会議(H24.11.12)において、再発防止の注意喚起。

■平成24年度 懲戒処分の内訳(校種別) (平成24年8月25日～平成25年1月16日)

参考資料

(単位:人)

年度	免職		停職		減給		戒告		合計	
	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23
高校	2	1	1	1	2		2	1	7	3
中学校			1		2	2		1	3	3
小学校		3	1		1				2	3
支援学校			1		2	2			3	2
合計	2	4	4	1	7	4	2	2	15	11

(単位:人)

年度	一般服務関係						公金公物関係		公務外非行関係						交通法規違反		管理監督関係		合計						
	体罰		職務専念義務違反等 (公務用パソコンでの 不適切サイト閲覧、私 的メール送受信)		出勤記録の 不正入力		クラブ合宿の付き 添い未従事及び付 き添い費の不正受 給		手当の不正受給		窃盗		住居侵入		大麻取締法違反		盗撮		痴漢		酒気帯び運転		報告義務懈怠		H24
H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23
高校	4	1						1	1	1	1			1										7	3
中学校	3	2											1									1		3	3
小学校																2			1					2	3
支援学校			1			2			2											1				3	2
合計	7	3	1			2		1	3	1	1	1		1		2		1	1		1		15	11	

■行為態様別懲戒処分件数比較 (平成24年8月25日～平成25年1月16日)

(単位:人)

種別	免職		停職		減給		戒告	
	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23
一般服務関係	体罰			2	3	2	2	1
	職務専念義務違反等(公務用パソコンでの不適切サイト閲覧、私的メール送受信)			1				
	出勤記録の不正入力					2		
	クラブ合宿の付き添い未従事及び付き添い費の不正受給					1		
公金公物関係	手当の不正受給				3			
公務外非行関係	窃盗		1	1				
	住居侵入				1			
	大麻取締法違反		1					
	盗撮			2				
	痴漢			1				
交通法規違反	酒気帯び運転			1				
管理監督関係	報告義務懈怠						1	
合計	2	4	4	1	7	4	2	2